

2024年から

相続登記(名義変更)が義務化されました!

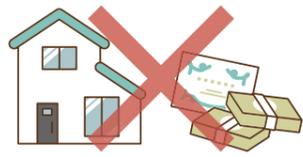
3年以内に登記申請をしなければ、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

相続登記を放置していた場合に被るデメリット

時間が経てば経つほど相続関係が複雑になり手続きが面倒になります。



名義変更が終わっていない不動産は売却できません。売りたいときに売れない可能性があります。



これから発生する相続だけではなく、これまでに発生した相続についても名義変更が義務化されます。



これらがすべて **相続トラブルにつながる可能性があります!**

まずは専門家にご相談ください。

節税対策から **相続税** に関するご相談は **税務申告まで 税理士が対応します**

生前の相続税対策

- 相続税がどのくらいになるか知りたい
- 今からできる節税対策を教えてください
- 不動産ばかりで相続税の納税資金が心配
- 二次相続も考えた遺産分割についてアドバイスがほしい

相続税の節税は長期的な対策が有効です。今からできることを始めましょう。

相続税申告

- 相続税申告が必要かどうか判断してほしい
- 税務署から相続税についてのお尋ねが届いた
- 有利な税制を活用したいので専門家に依頼したい
- 税務調査のことについて知りたい

経験豊富な税理士が親身に対応いたします。相続税申告のご依頼もお受けいたします。

吉岡マネジメントグループ
YOSHIOKA MANAGEMENT GROUP 税理士法人日本会計グループ/ホームオフィス仙台

仙台市青葉区大町1-2-16大町カービル2F
TEL 022-214-5455 FAX 022-214-1654

お問合せ 司法書士・行政書士木村方星事務所

仙台市若林区荒井六丁目11番地の2 代表司法書士 木村 方星(宮城県司法書士会所属)
TEL 022-287-8083 FAX 022-287-8084

2025夏の

相続・贈与・遺言・家族信託の手続き 無料相談会

相続のお悩みについて、まずはお気軽にご相談ください。

開催日

8月 **5**(火) **6**(水) **19**(火) **20**(水)

- ①14:00~15:00 ②15:00~16:00
- ③16:00~17:00 ④17:00~18:00

平日夕方・お仕事帰りの相談もOK

会場

司法書士・行政書士木村方星事務所
仙台市若林区荒井六丁目11番地の2

事前予約制

お電話でお申し込みください

022-287-8083

平日9:00~18:00



地下鉄東西線 荒井駅 徒歩1分

相談メニュー

【相続発生後の手続き】

- ・相続登記
- ・預貯金等の解約手続き
- ・相続放棄申述受理申出書作成
- ・遺言検認申立書作成

【相続発生前の手続き】

- ・贈与登記
- ・遺言書作成
- ・民事(家族)信託
- ・成年後見
- ・任意後見

※手続を弊事務所へ依頼することもできます。その際は費用概算をご案内いたします。
※ご自身で作成された書類の内容チェック、持参された書類の書き方の相談はお断りしております。
※紛争性の高い事案について、相談をお受けできない場合がございます。

ご挨拶

司法書士・行政書士木村方星事務所
代表 司法書士 **木村 方星**

「どこに相談したらいいかわからない」そう思ったらずは当事務所にご相談ください。平成20年から司法書士・行政書士事務所に勤務し、「相続」「不動産登記」「会社設立」「債務整理」等数多くの案件に関わり培われた経験からサービスを提供させていただきます。また、他土業の業務分野につきましては、適切な専門家(土地家屋調査士、弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等)をご紹介することができ、包括的なサービスの提供が可能ですので、安心してご相談ください。ご依頼いただいた皆さまに喜んでいただき、「何かあったら当事務所へ」と思っていたらいいような「なんでも事務所」を方針として、日々研鑽に努めて参りますので、何卒よろしくご依頼申し上げます。



「相続」「生前対策」のこんなお悩み、ぜひ専門家にご相談ください。

相続について

相続手続きの代行

- 相続人調査(戸籍収集)・法定相続情報一覧図の作成
- 相続人間で決定した遺産分割内容を協議書として作成
- 相続関係説明図の作成

相続人が必要な各種手続きをスムーズに進めるための各種資料の収集・作成サポートを行います。

各種相続手続きのサポート

- 預貯金の名義変更・解約手続きの書類作成
- 故人名義の車両の名義変更や売却に必要な書類作成
- 年金受給停止の手続き(年金事務所への届出支援)、介護保険・健康保険資格喪失の届出

名義変更や解約等の相続に関する必要な手続きをスムーズに進めるためのサポートを行います。

相続放棄・遺産整理支援

- 家庭裁判所への相続放棄申述書の作成(提出は本人)
- 相続財産の調査・整理支援

相続トラブルを防ぎ、遺産を円滑に分配するためのサポートを行います。



生前対策について

遺言書作成支援

- 公正証書遺言の作成サポート
- 法的に有効な自筆証書遺言の作成アドバイス、法務局の「自筆証書遺言保管制度」利用支援
- 内容を秘密にしつつ法的効力を持たせる秘密証書遺言の作成支援

遺言者の意思を法的に有効な形で残し、円滑な相続の実現サポートを行います。

財産管理・相続対策のサポート

- 財産目録(不動産・預貯金・株式など)の作成
- エンディングノート作成支援
- 家族信託契約書の作成支援
- 尊厳死宣言書・任意後見契約の作成支援

生前の財産整理や相続準備を円滑に進めるためのサポートを行います。

こんな場合は「遺言」を残しましょう!

- 子供がいなくて財産は配偶者に全て渡したい
- 子供間に経済的な格差がある
- 相続をめぐって親族が争ってほしくない
- 特定の相続人に財産を残したい
- 再婚など、家族構成に複雑な事情がある
- 遺産を社会や福祉のために役立てたい
- 遺産のほとんどが不動産だ

ひとつでも当てはまる方は

遺言を利用した生前対策が有効です!

家族間での相続争いは年々増加しています。「後悔しない遺言」を作成するためのサポートをいたします。

公正証書遺言	自筆証書遺言
証人立合い	遺言執行

ご相談の事例紹介

●実家の名義変更をしたい

父が亡くなり、実家の名義を母に変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか?

<男性 会社員(62歳)>

相続登記のためには、相続人の確定や必要書類の準備が必要です。戸籍謄本、遺産分割協議書、固定資産評価証明書などを揃えた上で、法務局へ登記申請を行います。当事務所では、書類の収集から登記申請までサポートいたします。

●遺産分割協議書の作成とは?

兄妹3人で相続することになりましたが、話し合いで合意した内容を正式な書類にしたいです。

<女性 主婦(34歳)>

遺産分割協議書を作成し、全員の署名・実印押印を行うことで、正式な合意書となります。当事務所では、法的に有効な遺産分割協議書を作成し、不動産の相続登記も併せてサポートいたします。

●相続放棄の手続きとは?

父が亡くなりましたが、借金があると聞きました。相続放棄をしたいのですが、どうすればよいですか?

<男性 会社経営(73歳)>

相続放棄は、相続開始を知った日から3か月以内に家庭裁判所へ申述する必要があります。当事務所では、相続放棄申述書の作成、必要書類の収集をサポートし、スムーズに手続きを進めるお手伝いをいたします。

●遺言書の検認手続きとは?

亡くなった母が自筆で遺言を残していました。どのような手続きが必要ですか?

<男性 自営業(65歳)>

自筆証書遺言は、家庭裁判所で「検認手続き」が必要です。当事務所では、家庭裁判所への申立書作成、必要書類の準備をサポートし、遺言が適切に執行されるようお手伝いします。